

令和7年度 八王子市立元八王子東小学校 いじめ防止基本方針

八王子市立元八王子東小学校

1 いじめ問題に対する基本方針

- すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関（警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- 入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。保護者と連携し、子ども見守りシート等を活用するとともに、いじめの早期発見に努める。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ① 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 東京都教育委員会人権尊重教育推進校としての人権教育の充実

- ① 「人権集会」に取り組み、みんなが安心して気持ちよく生活するために、自分ができることを考え、標語にして意識付けをする。
- ② 「人権の花」を栽培し、児童が育成することを通して、協力、感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、優しい思いやりの心を体得させる。
- ③ 友達のよさや、友達にしてもらってうれしかったことなどを、葉型の紙に書き、全ての教室に掲示した「はちの木」に貼り、自尊感情・自己肯定感を育むとともに、他者を尊重しようとする気持ちを育てる。
- ④ 人権ビデオの活用、人権集会における読み聞かせなどに取り組み、コミュニケーション能力の伸長を図るとともに、誰に対しても思いやりの気持ちで接しようとする態度を育てる。
- ⑤ 「自分のことに関するアンケート」を実施し、児童の把握に努め、一人一人に応じた指導及び諸活動での経験を通して、自尊感情の向上を図る。

(3) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 学校いじめ対策委員会を毎週1回実施し、気になる児童の情報を全体で共有し、組織的に対応する。なお、委員会は、管理職、生活指導主幹、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーで構成する。
- ② いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、見守りシート、「いじめ防止等のためのリーフレット」等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ③ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、第5学年は全員を対象とした面接を実施する。
- ④ いじめ総合対策 上巻（東京都教育委員会）を参照し、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① SNSに適切に対応できるよう、発達段階に応じてSNSの特徴について理解する学習を行う。
- ② 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ③ 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 発生した場合の対応

学校いじめ対策委員会を開き、以下のような手順で指導・支援体制を組む。なお、学校いじめ対策委員会には、該当学級担任が加わる。

- (1) いじめの事実確認を行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

※ (1) ～ (4) において、いじめの認知報告書を活用し、教育委員会との連携を図る。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関（学校サポートチーム）と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 学校いじめ対策委員会の年間活動計画

	主な活動
4 月	・ 学校の指導方針の周知及び徹底 ・ 始業式・入学式に、見守りシートの配布・周知 ・ 春季休業日後の児童の実態把握 ・ いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめに関する校内研修（1 回目）
5 月	・ 気になる児童への対応を学校全体で確認 ・「自分のことに関するアンケート」の実施 ・ 児童・保護者に向けた「いじめ防止基本方針」の周知 ・Q－Uの実施（6 年）
6 月	・ ふれあい月間アンケート調査の実施及び内容の確認（1 回目） ・ スクールカウンセラーによる全員面接（5 年） ・ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」への取組
7 月	・ Q－Uの活用（5・6 年） ・保護者と学級担任による個人面談での情報共有
9 月	・ 夏季休業後の児童の実態把握 ・いじめに関する校内研修（2 回目）
10 月	・ 年度後半に向け、気になる児童への対応を学校全体で再確認 ・ Q－Uの実施（5・6 年）
11 月	・ ふれあい月間アンケート調査の実施及び内容の確認（2 回目） ・ 「自分のことに関するアンケート」の実施
12 月	・ 保護者会を通して保護者からの情報収集 ・ 学校評価項目に、いじめの防止等のための取組達成目標を設定することによる、保護者、地域からの評価
1 月	・ 冬季休業後の児童の実態把握
2 月	・ ふれあい月間アンケート調査の実施及び内容の確認（3 回目） ・ いじめに関する校内研修（3 回目）
3 月	・ 取組の検証及び次年度の計画立案 ・ 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し ・学級編成等での配慮